

法指第1318-7号

平成23年12月28日

社会福祉法人 大阪ボランティア協会

理事長 牧里 每治 様

大阪府知事 松井 一郎



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

平成23年12月28日 から 平成28年12月27日 まで